

令和5年度
財政援助団体等監査
結果報告書

武蔵村山市監査委員

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
武蔵村山市ボランティア・市民活動センター	特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場	協働推進部 協働推進課

3 監査の範囲

令和4年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和5年9月4日（月）から令和5年12月4日（月）まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

- ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。
- エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設の運営管理は適切に行われているか。
- イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ウ 会計処理は適切に行われているか。
- エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 協働推進部協働推進課

ア 概要について

武蔵村山市ボランティア・市民活動センターの設置目的、役割等について、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

(2) 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和4年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

事業報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に対応している。

2 要望等

(1) 協働推進部協働推進課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場

今後も、引き続き、新たな取組を通じてボランティア活動や市民活動を活性化させ、多様な協働の創出に努めていただくよう事業の推進を図っていただきたい。

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター	シーズプレイス・東建社グループ	協働推進部 協働推進課

3 監査の範囲

令和4年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和5年9月4日（月）から令和5年12月4日（月）まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。

イ 協定書の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。

エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

ア 施設の運営管理は適切に行われているか。

イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。

ウ 会計処理は適切に行われているか。

エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。

オ 利用促進のための努力はなされているか。

- 7 監査を実施した監査委員
乃 一 祐 太
内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 協働推進部協働推進課

ア 概要について

武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンターの設置目的、役割等について、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に対応している。

(2) シーズプレイス・東建社グループ

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和4年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

事業報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に対応している。

2 要望等

(1) 協働推進部協働推進課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) シーズプレイス・東建社グループ

今後も、引き続き、男女共同参画社会の形成を促進し支援する施設として、また、兼ねているコミュニティセンター及び老人福祉館についても、適正な管理運営を行い、事業の推進に努めていただきたい。